

農業用軽油免税証の交付申請受付のお知らせ

■受付時間 ・午前9時15分～11時30分 ・午後1時～3時
 ■場所 文化センター小ホール

※受付時間まで会場に入ること
 できません。時間前に来場して
 も先に受付はできませんのでご了承
 ください

■受付日

月日	区分	地区
1月8日(水)	午前	芦野
1月8日(水)	午後	伊王野
1月9日(木)	午前	高久・田中
1月9日(木)	午後	田代・高原・室野井
1月10日(金)	午前・午後	上記以外の地区

○会場での追加申請は、各指定交
 付日の午後の受付時間に受け
 ます。

○指定交付日にご来場できない場
 合は、町内の他の地区の指定交
 付日、または県庁那須庁舎が交
 付会場となっている1月28日(火)
 ～2月6日(水)（土日を除く）で
 も申請することができます

○県庁那須庁舎にご来場の際は外
 来駐車場をご利用ください。外
 来駐車場が満車の際は、那須野
 が原ハーモニーホール第2駐車
 場をご利用ください。

○一括交付期間以外での申請は、
 免税証を即日交付することはで
 きませんので、ご注意ください。

▼必要書類

区分	使用者証	報告書	納品書等	耕作証明書 (300円)	機械の カタログ等 (型式・ 馬力確認)	交付手数料 (420円)
継続	○	○	○	○ (※による 申請の場合)	○ (機械に変更 がある場合)	—
更新	○	○	○			○

※面積が増えた場合、追加の申請
 をする場合。

○初めて申請する方、使用者証を
 紛失した方は事前に大田原県税
 事務所に必要書類の確認をして
 ください。

▼問合せ 農林振興課畜産係

☎72・6911

鳥獣対策のすすめ

No.2

野生動物の被害にあったら

シカ・イノシシ・サルのような
 野生動物は、人に危害をおよぼす
 恐れがあるため、被害を確認した
 ら役場までご連絡ください。

近くで活動している『鳥獣被害
 対策実施隊員』に連絡します。

○箱ワナの申請・貸出

農林振興課の窓口で、『鳥獣捕獲
 許可申請書』を提出することで、
 ハクビシンなどの小型動物を捕獲
 する箱ワナを借用することができ
 ます。

※箱ワナの貸出には、『物品借受申
 請書』の提出が必要です。

※箱ワナは、自身の敷地内のみ設
 置することができます。



ハクビシン

○箱ワナのエサについて

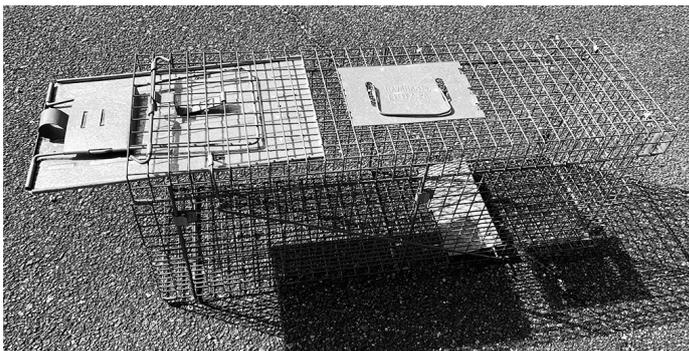
捕獲したい野生動物や個体に
 よって好みは違います。

一般的には、甘いスナック菓子
 が使われることが多く、特に、ドー
 ナツやベビーカステラなど甘い香
 りや香ばしい香りなど匂いが強い
 ものは誘引効果があります。

しかし、すでに畑の野菜が被害
 にあってはいる場合は、畑を柵など
 で防護し、被害にあった野菜使っ
 て捕獲を行うことで、効果を得る
 ことができます。

○捕獲した後は

捕獲した野生動物は、捕獲した
 方が行います。



踏み板式の小型箱ワナ

▼問合せ 農林振興課畜産係

☎72・6911